

(参考資料3-3)

福島県生活環境の保全等に関する条例の概要

平成22年10月15日
福島県水・大気環境課

1 条例制定の背景とその目的等

本県では、昭和46年に「福島県生活環境保全条例」及び「福島県産業公害等防止条例」を、昭和50年に「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」を制定し、公害関係法令及びこの3条例を基本に公害行政を推進してきた。

しかし、公害の防止と生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、平成8年7月に「福島県生活環境保全条例」及び「福島県産業公害等防止条例」を廃止し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の関係法令による規制と整合性が保たれるよう「福島県生活環境の保全等に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定した。

その後、社会的状況の変化や関係法令の改正と整合性を保つため、数次の改正を行い現在に至っている。

2 大気の保全に関する主な規制等の概要

(1) ばい煙

条例では、ばいじん及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(指定有害物質)として大気汚染防止法で規定しているカドミウム等のほか、銅、亜鉛、ダイオキシン類等を規制対象の物質としている。

(2) ばい煙発生施設

ばいじんや指定有害物質を発生する施設(大気汚染防止法で規定しているばい煙発生施設を除く。)をばい煙指定施設として規制の対象とし、大気汚染防止法と同様に、必要事項の事前届出、ばい煙排出基準の遵守義務、ばい煙濃度の測定義務を課している。

(3) 改善命令等

また、ばい煙排出基準に適合しないばい煙を排出し、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める場合は、知事がその改善又は施設の使用の一時停止を命ずることができることとしている。

(6) 事故時の措置

ばい煙指定施設又は人の健康若しくは生活環境に被害を生ずるおそれがある物質(特定化学物質)を発生する施設で事故が発生した場合には、速やかな応急措置と事故の復旧、知事への通報を義務を課すとともに、知事が事故の拡大防止、再発防止を命ずることができることとしている。

3 水環境の保全に関する主な規制等の概要

(1) 有害物質等

条例では、有害物質等として、水質汚濁防止法で規定する物質のほか、その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質、その他水の汚染状態を示す項目を規制対象としている。

(2) 排水指定施設

有害物質等を含む水を排出する施設（水質汚濁防止法で規定している特定施設を除く。）を排水施設施設として規制の対象とし、水質汚濁防止法と同様に、必要事項の事前届出、排水指定事業場排水基準の遵守義務、排出水の汚染状態の測定義務を課している。

(3) 改善命令等

排水指定事業場排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、知事がその改善又は施設の使用の一時停止を命ずることができることとしている。

(4) 事故時の措置

さらに、排水指定施設で事故が発生した場合には、速やかな応急措置、知事への通報を義務を課すとともに、応急措置が講じられない場合は知事がその実施を命ずることができることとしている。